

○和寒町奨学金返還支援補助金交付要綱

(一年一月一日告示第一号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町の地域産業の推進や地域の活性化を担う人材を確保し、町内就業及び本町への定着を促進するため、町内事業所等に勤務し、奨学金を返還する者に対して、予算の範囲内において交付する当該奨学金の返還を支援する補助金(以下「補助金」という。)に関し、和寒町補助金等交付規則(昭和45年規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学、大学院、短期大学、専門職大学、専門職短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程に限る。)及び高等学校をいう。

(2) 町内事業所等 和寒町内に事業所、事務所若しくは営業所等を有する法人又は個人事業主をいう。

(3) 正規雇用等 次に該当する者をいう。

ア 雇用形態が次のいずれにも該当する被雇用者

(ア) 期間の定めのない労働契約を締結していること。

(イ) 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じであること。

(ウ) 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算出方法及び支給形態、賞与、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について、長期雇用を前提とした待遇が適用されていること。

イ 1年以上の期間の定めのある労働契約を締結し、所定労働時間がア(イ)に準ずる者で、契約の更新に期間の上限がないもの

ウ 個人で農業、その他の事業を営む者、又はその事業に従事する者(以下「自営業者等」という。)で、申請する年度内の収入の合計(見込額)が1年間に得る総収入の1/2以上であること。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、5年以上の町内居住の意志を有するもので、次の各号の全てに該当する者とする。ただし、国又は地方公共団体の職員を除く。

(1) 大学等を卒業した者で第7条の規定による申請をする年度の4月1日時点において30歳未満の者

(2) 令和6年4月以降、新たに町内事業所等に正規雇用等で勤務し、町内に住所を有していること。

(3) 奨学金を返還し、又は返還する予定である者

(4) 町税等を滞納していない者

(5) 和寒町暴力団排除の推進に関する条例(平成25年条例第24号)第2条第2号に規定する暴力団員でない者

(補助金の交付対象となる奨学金)

第4条 補助金の交付対象となる奨学金は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金のうち、第一種及び第二種の奨学金
- (2) 和寒町奨学資金
- (3) その他町長が認める奨学金
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、第7条の規定による申請をする年度内に返還すべき奨学金の返還金の額(次条に規定する対象交付月数の範囲内のものに限る。以下「返還金額」という。)とする。ただし、第7条の規定による申請をする年度において、当該年度内に奨学金の返還を行う者が和寒町に居住した期間又は地元企業において勤務した期間が1年に満たない場合は、返還金額を居住月数又は勤務月数のいずれか短い月数(1月に満たない月は、切り捨てるものとする。)で按分した額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を、補助金の額とする。

- 2 繰上返還等による奨学金の返還額は、前項に規定する返還金額に含まないものとする。
- 3 第1項の補助金の額は、1年度につき20万円を限度とする。ただし、他の奨学金返還支援制度を利用している場合は、当該支援制度で補助された額を、この要綱による補助金の額から減じるものとする。
- 4 第1項の補助金の額には、奨学金の返還に係る利子相当額は含めないものとする。

(対象交付月数)

第6条 対象交付月数は、60月分を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、和寒町奨学金返還支援補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 大学等を卒業したことを証するもの(初回申請時に限る。)
 - (2) 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証するもの(初回申請時に限る。)
 - (3) 返還金額を証するもの
 - (4) 奨学金の借入残額を証するもの
 - (5) 勤務先及び就職年月日を証するもの(労働条件通知書、雇用契約書の写し等)又は自営業者等となったことが確認できる書類の写し
 - (6) 5年以内の転勤の可能性の有無の証明(別記様式第2号)
 - (7) 町税等に滞納がないことを証するもの
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの
- 2 申請年度を超えて引き続き補助金交付を受けようとする場合には、新たに前項の規定による申請を行わなければならない。

(交付の決定及び通知)

第8条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定したときは、和寒町奨学金返還支援補助金交付(不交付)決定通知書(別記様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(中止等の届出)

第9条 交付決定者は、交付決定の通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、和寒町奨学金返還支援補助金中止(休止)届出書(別記様式第4号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 町外へ転出したとき。
- (2) 町内事業所を退職したとき。
- (3) 町外の事業所に勤務することとなったとき。
- (4) その他補助金の交付を中止し、又は休止しようとするとき。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた年度内に返還すべき奨学金を全て返還したときは、補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日までに、和寒町奨学金返還支援補助金実績報告書(別記様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金の返還の事実を証するもの
- (2) 在職証明書(別記様式第6号)
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、和寒町奨学金返還支援補助金額確定通知書(別記様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に、和寒町奨学金返還支援補助金請求書(別記様式第8号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第13条 町長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) 第10条の規定による報告及び前条第1項の規定による請求を期日までに行わないとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、和寒町奨学金返還支援補助金交付決定取消通知書(別記様式第9号)により、当該取消しをした旨を交付決定者に通知するものとする。

3 町長は、前2項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合であって、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、交付決定者に補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第7条関係)

和寒町奨学金返還支援補助金交付申請書

[別紙参照]

別記様式第2号(第7条関係)

5年以内の転勤の可能性の有無の証明

[別紙参照]

別記様式第3号(第8条関係)

和寒町奨学金返還支援補助金交付(不交付)決定通知書

[別紙参照]

別記様式第4号(第9条関係)

和寒町奨学金返還支援補助金中止(休止)届出書

[別紙参照]

別記様式第5号(第10条関係)

和寒町奨学金返還支援補助金実績報告書

[別紙参照]

別記様式第6号(第10条関係)

在職証明書

[別紙参照]

別記様式第7号(第11条関係)

和寒町奨学金返還支援補助金額確定通知書

[別紙参照]

別記様式第8号(第12条関係)

和寒町奨学金返還支援補助金請求書

[別紙参照]

別記様式第9号(第13条関係)

和寒町奨学金返還支援補助金交付決定取消通知書

[別紙参照]